

# 新型コロナウイルス感染症に係る群馬県ライフル射撃場開場マニュアル

令和2年6月1日時点

新型コロナウイルスの集団発生防止のため、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密を避けるために、競技の特性、常に換気できる状況を考慮し、施設の開場に関して、病原体が持ち込まれるのを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限にとどめられるような対策を講じる。

○来場者には、通知・HP等で、健康状態申告書（「様式1」）に記載されている事項について確認した上で来場するよう徹底し、検温されていない方、申告書内容により新型コロナウイルス感染症に罹患している可能性があると判断された方には、入場をお断りする必要があることを徹底する。

## 1) 入館時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

### ①体調チェック

・健康状態申告書（「様式1」）の提出

1 既往症（咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

2 非接触式体温計を使用し、37.5以上の場合は入場を認めない。

※1 健康状態申告書（以下、「申告書」という。）にて、体温が37.5度未満であったとしても、来場時の体温が37.5度以上であれば入場を認めない。

※2 申告書時に検温結果が記載されていて体温が基準値を下回っていた場合でも、来場時の検温を拒否した場合は、入場を認めない。

### ②入館登録

・提出済みの健康状態申告書の注意事項等を改めて確認してもらい、同意を得た上で、「群馬県ライフル射撃場利用申請書」の提出を求める。

※申告書の内容に同意しない場合は、入場を認めない。

・県外の方が来館された場合には、県の警戒度に伴う行動基準により、お断りをする。

・高齢者（満65歳以上）の方及び基礎疾患のある方が来場された場合には、県の警戒度に伴う行動基準により、お断りをする。

### ③入場時の場内行動ポリシー周知

・施設使用上の留意事項を作成し、入場者に配布し徹底する。

### ④手洗い

・トイレで液体石けんによる手洗い後、受付に設置したアルコール手指消毒液などによる手洗いを徹底。

### ⑤マスクの着用

・建物に入る際には、マスクの着用を徹底する。

### ⑥入場

・以上①から⑤までを行った方は、入場を許可する。

なお、入場後もトイレ等での液体石けんによる手洗いをこまめに行うことを推奨する。

## ⑥入場時の留意事項

- ・受付では、入場者の間隔が2メートル以内とならないよう留意する。

## 2) 施設利用上の留意事項

### ① 共通事項

#### 【使用者】

- ・「密接」を防ぐため、射撃中及びその前後の会話は、マスクを着用したうえで、最小限にとどめること。  
なお、射撃者を指導する場合は、2m程度離れるか、筆談等とすること。
- ・射撃中は支障のない範囲及び休憩時はマスクを着用し、咳エチケットを厳守すること。
- ・基準の射座間隔を保てない場合、間隔が維持できるようになるまで、車内又は屋外で待機すること。屋外で待機する場合は、2m以上の間隔を空ける等「密集」にならないようにすること。
- ・水分補給をこまめに行うこと。

#### 【施設管理者】

- ・受付時、施設巡回及び使用者への指導時にはマスクを着用し、咳エチケット徹底する。
- ・1時間に1回を目安に手洗い又はアルコール等で手指を消毒する。
- ・受付の机及び筆記用具並びに共通して使用する施設（ドアノブや手洗いの蛇口等）等手のよく触れるところは、少なくとも2時間に1回、薄めた漂白剤（0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液）又はアルコールを含んだ布等で拭き消毒をする。
- ・水分補給をこまめに行う。

### ② 1階 エアライフル等射撃場（屋内）の使用方法

- ・一個人又は一団体の利用は、準備から片づけを含めて、1日2時間までとする。  
ただし、換気している時間は除くものとする。（換気している間、射撃ができないため。）
- ・「密集」を防ぐため、使用する射座の間隔を2射座空けて使用（3.6m確保）することを原則とするが、同時に使用する人数の状況に応じて、隣の射座との間隔を1射座空けて使用（1.8m確保）することも可とする。
- ・「密閉」を防ぐため、1時間ごとに2回以上（30分に1回以上）、1回につき10分程度換気を行うこととする。なお、換気の際は、空気の流れを作るため、2方向以上の壁の窓又は扉を開けて行う。
- ・換気中の休憩等の場所は、屋外又は自車内とする。なお、屋外で休憩等をする場合は、2m以上の間隔を空ける等「密集」にならないようにすること。

### ③ 2階 スモール・ボアライフル射撃場の使用方法

- ・ 一個人又は一団体の利用は、準備から片づけを含めて、1日2時間までとする。
- ・ 「密集」を防ぐため、使用する射座の間隔を2射座空けて使用（3.6m確保）することを原則とするが、同時に使用する人数の状況に応じて、隣の射座との間隔を1射座空けて使用（1.8m確保）することも可とする。

### 3) 飲食関連

- ・ 水分補給のみとし、原則禁止とする。

### 4) 更衣室

- ・ 感染防止の観点から、使用禁止とする。

### 5) 喫煙

- ・ 施設内は禁煙としているが、感染防止の観点から施設周辺も禁煙とする。

### 6) ゴミ箱

- ・ 感染防止の観点から撤去する。

### 7) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 使用者のリストは、群馬県ライフル射撃場の規定に準じて管理するものとする。
- ・ 使用者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼し、PCR検査を受診した場合には、必ず指定管理者である群馬県ライフル射撃協会（以下、「協会」という。）へ連絡するよう依頼する。また、家族、近親者、濃厚接触者に新型コロナウイルス感染者がいた場合にも、必ず協会へ連絡するようあわせて依頼する。
- ・ 協会は、上記2項により使用者から連絡を受けた場合は、速やかに、所管課である群馬県地域創生部スポーツ局スポーツ振興課に連絡すること。

### 8) その他

- ・ 施設の開館時間は9時から17時（最終受付は15時）とする。
- ・ 他都道府県、特に特定警戒都道府県の対象となっている都道府県に在住・在学・在勤している者の利用は自粛していただく。
- ・ 同伴する保護者及び指導者等も利用者と同様の対応を依頼し、拒否した場合は施設の使用を認めない。

様式 1

【群馬県ライフル射撃場】

申告日：令和 年 月 日

健康状態申告書

フリガナ ①氏名		②性別 男・女	③年齢 歳
④住所	〒 — ※都道府県からご記入ください。		
⑤体温	事前： . °C (来場時： . °C)	⑥風邪症状	あり・なし
⑦14日以内の発熱・感冒症状での受診や服薬			あり・なし
⑧基礎疾患の有無			あり・なし
⑨感染が拡大している地域や国への14日以内の訪問歴			あり・なし
⑩⑨で、訪問歴があった場合、訪問先の都道府県名（市町村名）又は国名を記入してください。（例）〇〇県（△〇市）			
⑪緊急連絡先 ※電話番号	自宅番号：（ ） — — 携帯番号：（ ） — —		
⑫緊急連絡先 ※FAX	（ ） — —		

- ※ 1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。
- ※ 2 使用者及び管理者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。
- ※ 3 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので、予めご了承ください。
- ※ 4 14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無の確認してください。
- ※ 5 PCR検査を受診した場合には、必ず群馬県ライフル射撃協会へ連絡してください。
- ※ 6 家族、近親者、濃厚接触者に新型コロナウイルス感染者がいた場合にも、必ず協会へ連絡してください。